

低炭素建築物・性能向上計画の認定手数料

区 分		床面積の合計 A	金額(円)
適合証の添付が有る場合	一戸建ての住宅		5,000
	一戸建ての住宅以外の住宅	$A \leq 300\text{m}^2$	10,000
		$300\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	22,000
		$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	48,000
		$5,000\text{m}^2 < A$	85,000
	住宅部分以外の部分	$A \leq 300\text{m}^2$	10,000
		$300\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	17,000
		$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	28,000
		$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	85,000
		$5,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	134,000
		$10,000\text{m}^2 < A \leq 25,000\text{m}^2$	169,000
		$25,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	211,000
		$50,000\text{m}^2 < A$	245,000
適合証の添付がない場合		省エネ適合性判定審査手数料の表により算定した額	

※上記区分の2以上に該当する場合は、それぞれの規定により算定した額の合計額

●低炭素建築物・性能向上計画の変更認定手数料

区 分		金額(円)
低炭素化法第54条第1項1号の基準に係る変更を要しない場合		5,000
省エネ法第30条第1項1号の基準に係る変更を要しない場合		
変更後の適合証の添付がある場合		
一戸建ての住宅		5,000
その他の場合		計画変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては当該増加する部分の面積）によって低炭素建築物・性能向上計画の認定手数料の表により算定した額
上記のいずれにも該当しない場合		計画変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては当該増加する部分の面積）によって省エネ適合性判定審査手数料の表により算定した額

●自他供給型熱源機器等が記載されている場合

申請建築物及び他の建築物1棟毎に算定した額の合計額